

告示

埼玉県告示第九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、足立北部土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和七年二月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任

職名	氏名	住所
理事	渡邊 秋夫	埼玉県鴻巣市糠田二千三百四十番地
同	鈴木 明	同 登戸三百七十八番地
同	伊藤 政士	同 箕田五十三番地
同	石井 昇	同 小谷二千三百二十五番地
同	小林 洋一	同 明用三百七十五番地
同	小林 信雄	同 大芦千二百七番地三
同	林 春男	同 荊原二十六番地
監事	三角 和夫	同 糠田二千八百八十七番地
同	石井 好雄	同 小谷七百二番地一
同	吉田 勝利	同 大芦千八百二十六番地
同	平賀 豊	同 箕田二千二百九十六番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	渡邊 秋夫	埼玉県鴻巣市糠田二千三百四十番地
同	鈴木 明	同 登戸三百七十八番地
同	伊藤 政士	同 箕田五十三番地
同	福島 律政	同 小谷二千百五十三番地
同	小林 洋一	同 明用三百七十五番地
同	小林 信雄	同 大芦千二百七番地三
同	林 春男	同 荊原二十六番地
同	原 口 春雄	同 小谷八十三番地
監事	吉田 勝利	同 大芦千八百二十六番地
同	平賀 豊	同 箕田二千二百九十六番地